輸出貿易管理令　別表第１　項目別対比表　（該非判定用）

７　弁又はその部分品用

ⓒCISTEC

2018.01.22施行政省令等対応（　１／１　）

３－（２）次に掲げる貨物であつて、
軍用の化学製剤の製造に用いられる装置
又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち
経済産業省令で定める仕様のもの
１　反応器
２　貯蔵容器
３　熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品
４　蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品
５　充てん用の機械
６　かくはん機又はその部分品
７　弁又はその部分品
８　多重管
９　ポンプ又はその部分品
１０　焼却装置
１１　空気中の物質を検知する装置又はその部分品

貨　物　名：	ボール弁
メーカー名：	Parker Hannifin Corp.
型及び銘柄：	4933 20 27

	判定欄	注　釈	記　入　欄
［省令］第２条〔第２項〕輸出令別表第１の３の項（２）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	該　当　○ 非該当　× 対象外　－		
七　弁又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	【○】		
イ　呼び径が１０Ａ超の弁であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	［○］		呼び径（ 20 mm ）
（一）　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の４０パーセントを超える合金	［○］		黄銅/Niメッキを使用 数値（ Ni　>90% ）
（二）　ニッケルの含有量が全重量の２５パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の２０パーセントを超える合金	［×］		数値（ ） 数値（ ）
（三）　ふっ素重合体	［×］		数値（ ）
（四）　ガラス	［×］		
（五）　タンタル又はタンタル合金	［×］		数値（ ）
（六）　チタン又はチタン合金	［×］		数値（ ）
（七）　ジルコニウム又はジルコニウム合金	［×］		数値（ ）
（八）　ニオブ又はニオブ合金	［×］		数値（ ）
（九）　セラミックであって、次のいずれかに該当するもの	［×］		
１　炭化けい素の含有量が全重量の８０パーセント以上のもの	［×］		数値（ ）
２　酸化アルミニウムの含有量が全重量の９９．９パーセント以上のもの	［×］		数値（ ）
３　酸化ジルコニウム	［×］		
ロ　呼び径が２５Ａ以上１００Ａ以下の弁であって、次の全てに該当するもの（イに該当するものを除く。）	［×］		数値（ ）
（一）　閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	［×］		数値（ ）
（二）　閉止部分が交換可能なように設計されたもの	［×］		
ハ　イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング又はケーシングライナーであって、内容物と接触する全ての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	［×］		
判定結果			■該当　□非該当

該当項番
①　輸出令別表第１の項番［３－（２）－７　］
②　貨物等省令の条項号等の番号等
［　］
［　］

cf.バルブ

作成責任者：（作成年月日：　2018年　9月　26日）
会　社　名　パーカー・ハネフィン日本株式会社
所属・役職　戸塚テクニカルセンター
(ﾌﾘｶﾞﾅ)　ワタナベ　コウイチロウ
氏　　名　渡辺　光一郎　渡辺印
電　　話　045-870-1523